

RIR設立要件の論点について

2024/11/6

白畑 真

データエスクロー

- ドメイン名の分野においては**20**年ほど前からレジストリにおけるデータエスクロー体制が確保されている
 - ドメイン名の管理主体であるレジストリが機能不全に起きた場合などに備えて第三者に原本となるデータを供託

<https://www.nic.ad.jp/ja/newsletter/No28/040.html>
- IPアドレスや**AS**番号についての状況はどうか
- エスクロー体制については議論は

RIRとNIRの関係性

- 今回の議論はRIRとNIR間の関係性や、これらの議論はRIRのみに当てはまる問題？
- それともほとんど全ての論点がNIRにも当てはまる？
 - アジア太平洋地域など一部地域だけの課題かもしれないが、サービス地域の重複性についてはAPNICとJPNICなど相違点はある可能性

RPKIの普及によるパワーバランスの変化

“Code is law” (Lessig)

- かつてのグローバルインターネット(DFZ: Default Free Zone)では極論を言えばBGPで経路広報したものの勝ち
 - “192.168.0.1は、わたしが使っているIPアドレスです。勝手に使わないでください!”
- RPKIによってRIRのお墨付きを得ることが重要に
 - ある意味で経路制御におけるEnforcementをRIRが結果的に担うようになっていないか。この辺りについての議論は?
- あるいはRIRがRPKIのCAとして主体的に関わらないようなRPKIの世界はあり得るか
 - (MeritのRADBの仕組みは性善説によるおおらかな時代の名残り?)

チェックアンドバランス

- 西側の国々では三権分立によるチェックアンドバランスがある
- インターネットガバナンスの組織の状況は
 - IPアドレスよりはドメイン名分野が進んでいてADRにうまく役割分担が整理
既存の司法主体との関係性がクリアに
 - 特にIPアドレスやAS番号の管理においては発展途上ではないか
- RIR(やNIR)に対する定期的な監査など、チェック&バランスを成り立たせる構造
やそれに関する議論はあるか
- 今の議論は現行RIRの運営体制の堅牢化がメインでは
 - リセット手段（民主主義国における政権交代のような）が考えられているか